

高齢者入浴サービスの期間等を拡大します

羽幌町在住の70歳以上の方(年度内に70歳になる方を含む)を対象に実施している、「高齢者入浴サービス事業」について、次のとおり期間や利用時間を拡大しましたのでお知らせします。

☎お問い合わせ

福祉課社会福祉係 ☎ 68-7004(課直通)

	従来 (平成27年度)	平成28年度
期 間	5月、11月それぞれの10日前後の日程で、各1回、無料入浴券を配付	5月～翌年2月までの期間、2回利用できる無料入浴券を配付※
利用時間	午前10:00～午後6:00	午前10:00～午後10:00

※入浴無料券については、5月中旬までに対象者あてに個別で郵送します。

「高齢者向け給付金」のお知らせ —年金生活者等支援臨時福祉給付金—



確認じゃ!
高齢者向け
給付金。



(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者に対して、「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」が支給されます。

■支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち、平成29年3月31日までに65歳以上になる方(生活保護受給者などは除く)

■申請方法 平成27年度の臨時福祉給付金の申請状況で異なります。

下記を参考にしてください。

■支給金額

一人につき3万円(支給は1回)

■申請受付期間

平成28年4月11日～7月11日まで

■申請・お問い合わせ

福祉課社会福祉係 ☎ 68-7004(課直通)

ご注意ください!

高齢者向けの給付金をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」に注意してください。職員の名をかたったあやしい電話や郵便が届いたら、役場または警察署へ連絡をしてください。

昭和27年4月1日以前に生まれた方ですか？

はい

いいえ

今回の「高齢者向け給付金」の対象となりません

平成27年度臨時福祉給付金(1人あたり6,000円支給)の申請書申込ハガキを提出しましたか？

提出したが、該当
にならなかった。

今回の「高齢者向けの給付金」は該当になりません。
(個別案内もありません)

ハガキを提出し、
対象になるとの
通知がきた。

今回の「高齢者向けの給付金」の該当になると思われます。
(個別に申請書を同封した案内文書を送付します。)

ハガキを提出し
なかった。

個別に今回の「高齢者向けの給付金」の案内文書と、再度、申請書申込ハガキを送付します。